

都市の低炭素化の促進に関する法律

背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法律の概要

- 基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

- 民間等の低炭素建築物の認定

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

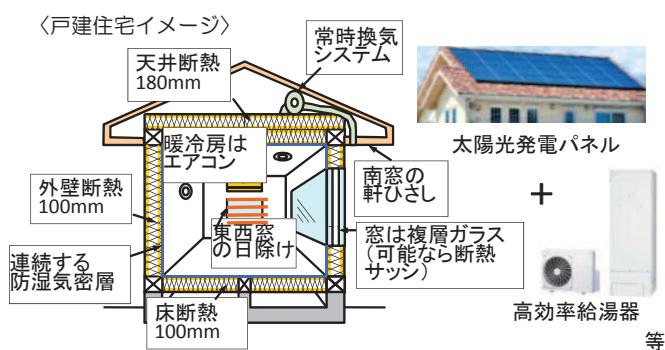
居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)
H24年	400万円 (一般300万円)
H25年	300万円 (一般200万円)

	登録免許税率 引き下げ
保存登記	0.1% (一般0.15%)
移転登記	0.1% (一般0.3%)

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

【認定のイメージ】



- 低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

都市機能の集約化

○病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備

△民間事業の認定制度の創設

○民間等による集約駐車施設の整備

△建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例

○歩いて暮らせるまちづくり

（歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等）

公共交通機関の利用促進等

○バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施

△バス・鉄道等の各事業法の手続特例

○自動車に関するCO₂の排出抑制

建築物の低炭素化

○民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備



緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

○NPO等による緑地の保全及び緑化の推進

△樹林地等に係る管理協定制度の拡充

○未利用下水熱の活用

△民間の下水の取水許可特例

○都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置

△占用許可の特例